

# 「障害者」の相談支援体系

現行

見直し後

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定・一般相談支援事業者  
に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)

- ・サービス利用計画の作成
- ・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大に拡大

指定一般相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○地域相談支援(個別給付)

- ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
- ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

○精神障害者地域生活支援特別対策事業(補助金)  
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

○居住サポート事業(補助金)  
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)

一般的な相談支援

サービス等利用計画

地域移行支援・地域定着支援

# 「障害児」の相談支援体系

現行

見直し後

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定・一般相談支援事業者  
に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)  
・サービス利用計画の作成  
・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)  
・サービス利用支援  
・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

・支給決定の参考  
・対象を拡大に拡大

創設

障害児相談支援事業者(児)

※事業者指定は、市町村長が行う。

○障害児相談支援(個別給付)  
・障害児支援利用援助  
・継続障害児支援利用援助

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)

(児)とあるのは児童福祉法に基づくもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

一般的な相談支援

居宅サービス

サービス等利用計画等

通所サービス

# 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

## ○ 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

→ 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

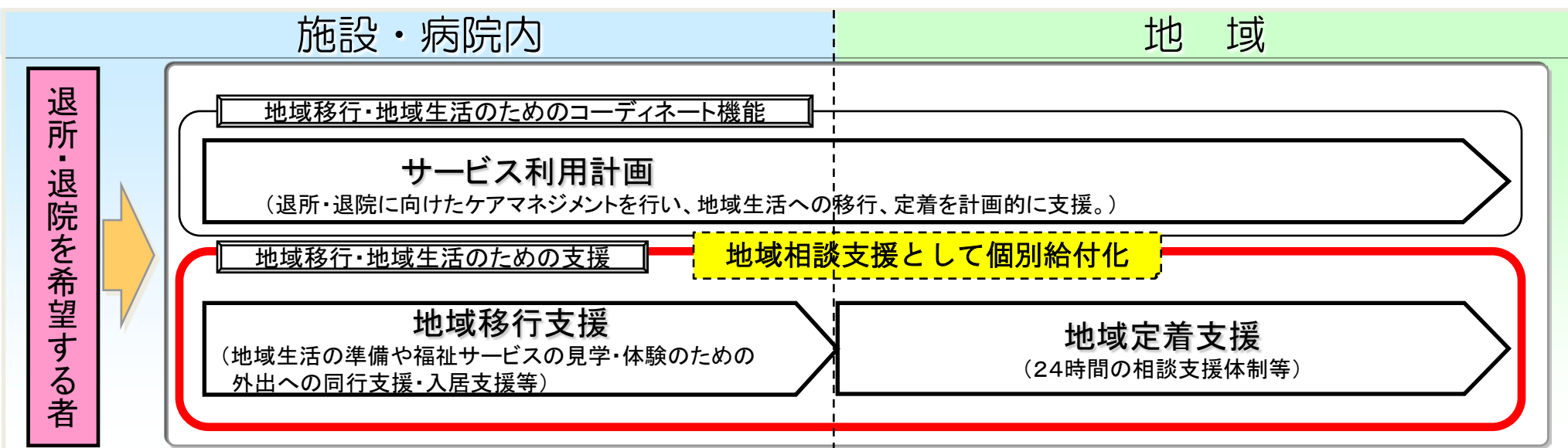
## ○ 地域定着支援

居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

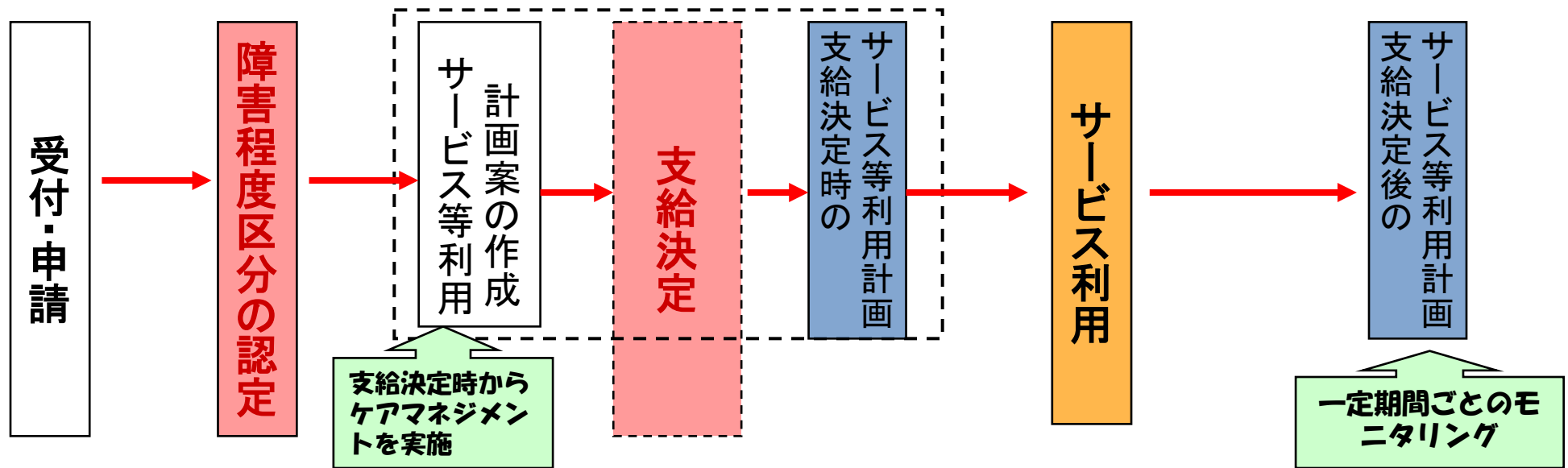
※ 地域移行支援・地域定着支援を担う「一般相談支援事業者」の指定は、都道府県が行う。

※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなす。



# 支給決定プロセスの見直し等

- 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うこととする。
  - \* 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出できることとする。
  - \* 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について市町村が指定することとする。
  - \* サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成することとする。
  - \* 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成するようにする方向で検討)
  - \* 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。



## ⑤ 障害児支援の強化

(施行期日)  
平成24年4月1日施行

### 児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。
- 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

### 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設。

(20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。)

(課題) 保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための支援が必要。

- 保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。

## 在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。  
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

→ 18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられることがないよう  
にするための必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

# 障害児支援の強化

## (1) 障害児通所支援 (児童福祉法第6条の2等)

- ① 通所支援・児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくし、「児童発達支援(センター)」「医療型児童発達支援(センター)」として一元化して、多様な障害の子どもを受け入れられるようにする。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。
- ② 新たに、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」を創設する。
- ③ 給付についての実施主体を、市町村とする。

## (2) 障害児入所支援 (児童福祉法第7条等)

- ① 入所支援について、障害の重複化等を踏まえ、障害種別による区分をなくし、「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」として一元化する。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。
- ② 在園期間の延長措置を見直し、満18歳以上の入所者については、児童福祉法ではなく障害者施策で対応するように見直す。

その際、必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、この基準の設定に当たって配慮等を行う。

# 障害児支援施策の見直し

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

・難聴幼児通園施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児・者通園事業(補助事業)

知的障害児施設

・知的障害児施設

・第一種自閉症児施設(医)

・第二種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

・盲児施設

・ろうあ児施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児施設(医)

・肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- 新 保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型
- ・医療型



## ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

(施行期日)  
平成24年4月1日までの  
政令で定める日(平成23年10月  
1日(予定))から施行

### グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

(課題) 障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要。

→ グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設(居住に要する費用の助成)。

### 重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

(課題) 移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業(補助金)の中で行われているのみ。

→ 重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

# グループホーム・ケアホームの利用の際の助成

## 1 目的

グループホーム・ケアホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

## 2 対象者

グループホーム・ケアホーム利用者(市町村民税課税世帯を除く)

## 3 助成額(月額)

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

※ 家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。

※ 月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。

※ 家賃に対する助成は、事業者による代理受領の場合、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。

(例:平成23年10月分は、平成23年12月に支給)

## 4 負担率

1/2 (負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

## 5 施行期日

平成23年10月1日

# 重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）

## 1 目的

地域における自立した生活の支援を充実させるため、重度視覚障害者（児）の移動支援について、「同行援護」として障害福祉サービスに位置付け、自立支援給付の対象とするもの。

※ 対象者やサービス内容の範囲、事業者の指定基準の内容、国庫負担基準等については、今後検討を行う。

## 2 負担率

1／2（負担割合 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

## 3 施行期日

平成23年10月1日

## ⑦ その他

(施行期日)

(1)(3)(6): 公布日施行

(2)(4)(5): 平成24年4月1日までの  
政令で定める日(平成24年  
4月1日(予定))から施行

### (1) 「その有する能力及び適性に応じ」の削除

(課題) 能力及び適性に応じたサービス量しか支給しないように読まれるおそれ。

→ 目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除。

### (2) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

(課題) 成年後見制度利用支援事業は、相談支援事業の事業内容の一つであり、実施していない市町村がある。

※ 市区町村における成年後見制度利用支援事業の実施状況 40%(平成22年4月)

→ 法律上、市町村の地域生活支援事業を必須事業とする。

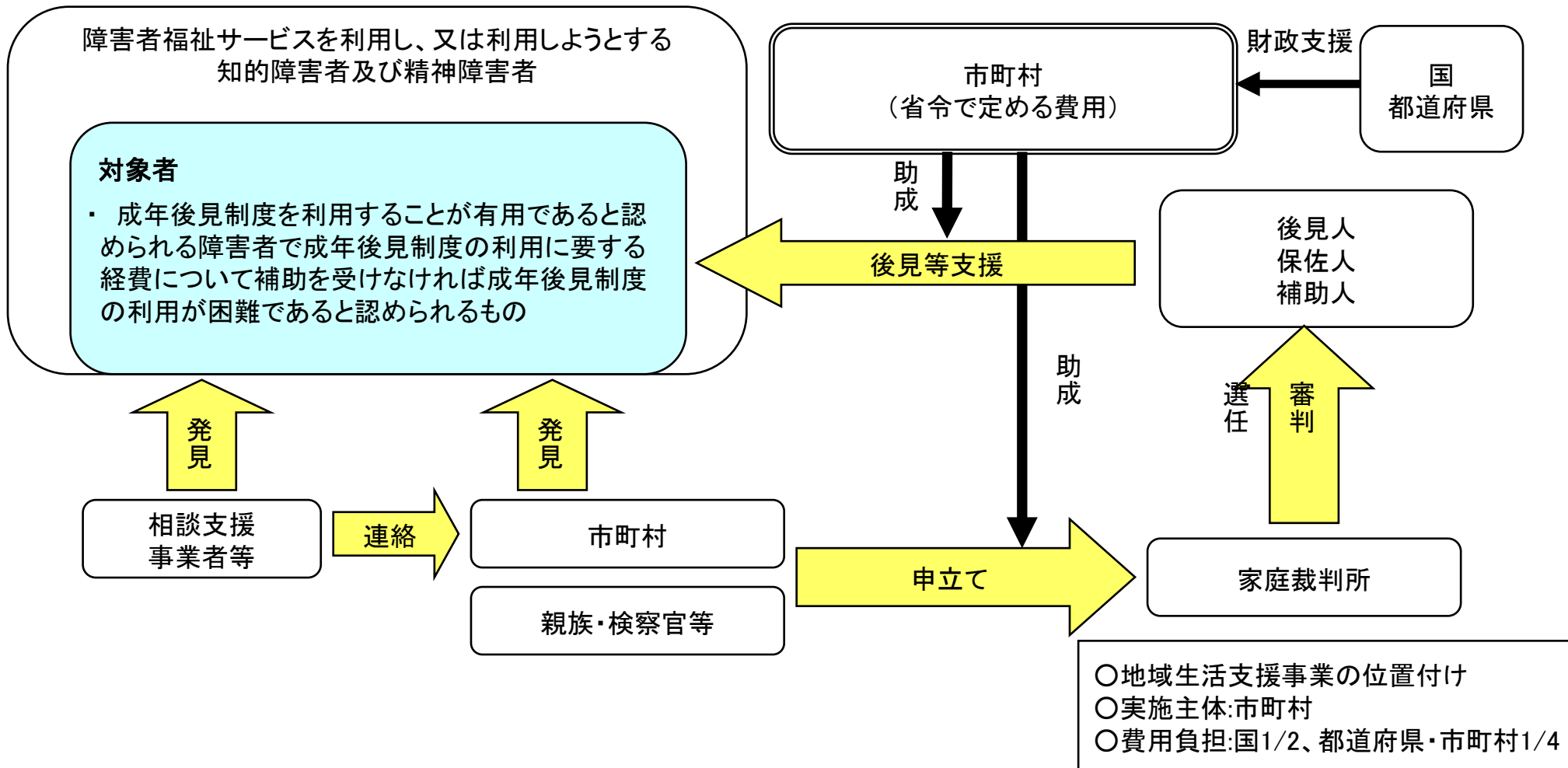
### (3) 児童デイサービスに係る利用年齢の特例

(課題) 児童デイサービスの利用は、18歳未満。在学中に、利用できなくなる。

→ 児童デイサービスを20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。

# 成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

- 成年後見制度利用支援事業について、市町村における制度の実施の促進を図るため、市町村の地域生活支援事業を必須事業化。
- 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。



#### (4) 事業者の業務管理体制の整備等

(課題) 障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。

→ 事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

#### (5) 精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

(課題) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。

→ 都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】

→ 精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。

【精神保健福祉士法の改正】

#### (6) 検討

(課題) 難病の者等に対する支援及び障害者等に対する全般的な移動支援の充実が必要。

→ 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 障害者自立支援法等の改正による事業者の業務管理体制の整備等

障害福祉サービス事業者等による適正なサービスの提供を確保するため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策、連座制の見直し、事業廃止時のサービス確保など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)

事業者の法令遵守の履行を確保する必要

事業者の本部への検査権限がない

→不正行為への組織的な関与が確認できない

不正事業者による処分逃れ

→監査中の廃止届により処分ができない  
→同一法人グループへの譲渡に制限がない

「一律」連座制の問題

→組織的な不正行為の有無に関わらず一律連座  
→自治体の指定取消が、他の自治体の指定権限を過度に制限

事業廃止時のサービス確保対策が不十分

業務管理体制の整備

- 事業者単位の規制として、法令遵守の義務の履行が確保されるよう新たに業務管理体制の整備を義務付け

本部への立入検査等

- 不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、都道府県等による事業者の本部等への立入検査権を創設

処分逃れ対策

- 事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制へ変更。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加
- 指定取消を受けた事業者が密接な関係にある者に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加

指定・更新に係る欠格事由の見直し

- いわゆる連座制の仕組みは維持し、不正行為に係る事業者の責任の程度を考慮し、自治体が指定・更新の可否を判断

サービス確保対策の充実

- 事業廃止時のサービス確保に係る事業者の義務を明確化
- 事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加
- 行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する援助を行う

# 事業者の業務管理体制の監督体制

## 業務管理体制の監督権者

### 国

- 以下のうち事業所又は施設等が2以上の都道府県に所在する事業者又は施設等の設置者
  - ・ 指定障害福祉サービス事業者
  - ・ 指定障害者支援施設
  - ・ 指定一般相談支援事業者
  - ・ 指定特定相談支援事業者
  - ・ 指定障害児通所支援事業者
  - ・ 指定障害児入所施設
  - ・ 指定医療機関
  - ・ 指定障害児相談支援事業者
- のぞみの園

### 都道府県

- 以下のうち同一都道府県内に事業所又は施設等が所在する事業者又は施設等の設置者
  - ・ 指定障害福祉サービス事業者
  - ・ 指定障害者支援施設
  - ・ 指定一般相談支援事業者
  - ・ 指定障害児通所支援事業者
  - ・ 指定障害児入所施設
  - ・ 指定医療機関
- 以下のうち事業所が同一都道府県内の2以上の市町村に所在する事業者
  - ・ 指定特定相談支援事業者
  - ・ 指定障害児相談支援事業者

### 市町村

- 以下のうち事業所が同一市町村内に所在する事業者
  - ・ 指定特定相談支援事業者
  - ・ 指定障害児相談支援事業者

・ 届出に関する連携

・ 業務管理体制の整備に関する事項の届出

・ 報告徴収、質問、立入検査の実施  
・ 勧告、命令等の実施

・ 報告等の権限行使の際の連携  
・ 指定権者からの権限行使の要請

事業者  
施設等の設置者

## 事業者・施設等の指定権者

### 市町村

- ・ 指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児相談支援事業者

### 都道府県

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定医療機関

※ 事業者等の業務管理体制に関する基準、業務管理体制確認検査指針（仮称）、業務管理体制の整備に必要な事業者データ等の管理方法等については追って連絡するが、基本的に介護保険制度と同様の仕組みとする予定。

※ 施行当初の届出について、一定の経過措置を検討中。

※ 基準該当障害福祉サービス事業者は対象外。



## 障害保健福祉の推進に関する件

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
  - 二 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
- 右決議する。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
  - 二、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
- 右決議する。